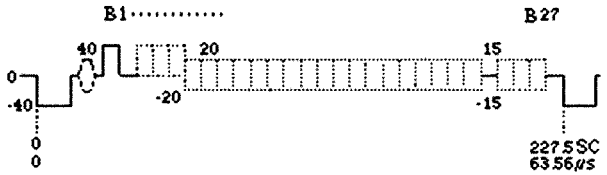
別表第八号（第10条第７項関係）



注１　振幅値は、ペデスタルレベルを０、映像信号の白レベルを＋100としたときの値とする。

２　ＳＣは、$\frac{1}{3.579545}\mu s$とする。

３　水平走査期間に、７ＳＣ時間幅を基準として27ビットの領域を設け、それぞれのビットをBnとする（ｎは、１から27までの整数とする。）。

４　水平同期信号の前縁の立ち下がりにおける振幅値の50%点からＢ１後縁の立ち下がりにおける振幅値の50%点までの時間は、40ＳＣを基準とする。ただし、Ｂ１後縁の立ち下がりにおける振幅値の50%点は、カラーバーストの位相と同位相の色信号副搬送波の零クロス点と一致することを基準とする。

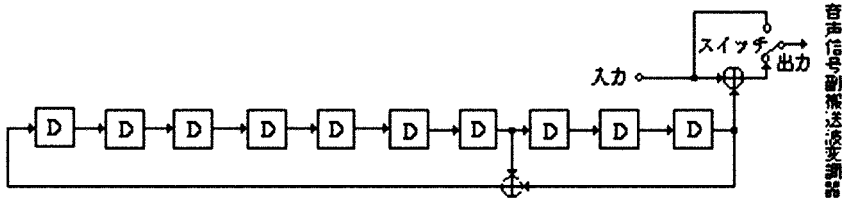
５　Bnの開始及び終了位置は、Ｂ１後縁の立ち下がりにおける振幅値の50%点を基準として、それぞれ、（７ｎ－14）ＳＣ、（７ｎ－７）ＳＣを基準とする。

６　Ｂ１からＢ５まで及びB24は、セットアップレベル０、振幅40の２値NRZパルスとする。その波形の立ち上がり及び立ち下がりは、$\sin^2$X特性とし、振幅値の10%点から90%点までの時間は145nsを基準とする。

７　Ｂ６からB23までは、セットアップレベル０、振幅±20の色信号副搬送波と同じ周波数の正弦波とし、その位相は、識別制御信号の内容が「０」のときカラーバーストの位相と同相、「１」のとき逆相とする。その正弦波の立ち上がり及び立ち下がりにおける包絡線は$\sin^2$X特性とし、包絡線の10%点から90%点までの時間は290nsを基準とする。

８　B25からB27までは、セットアップレベル０、振幅±15の色信号副搬送波の７分の４の周波数の正弦波とし、第680番目の画素の位置において、立ち上がりの零クロスとする。その正弦波の立ち上がり及び立ち下がりにおける包絡線は$\sin^2$X特性とし、包絡線の10%点から90%点までの時間は、290nsを基準とする。

別表第九号（第17条第３項及び第18条関係）



注１　Ⓓは、１ビット遅延素子を表す。

２　⊕は、排他的論理和の演算素子を表す。

３　スイッチは、フレーム行列の第１列の第１行から第16行までの符号を入力するときは上側に、その他のときは下側に接続するものとする。

４　フレーム行列の第17行第１列の符号が読み出されるとき、全ての１ビット遅延素子の符号は「１」とする。

別表第十号（第17条第６項関係）

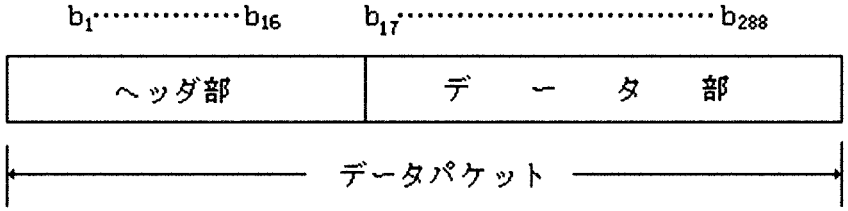
周波数（MHz）	スペクトルの相対振幅
$-0.35R_s < f \leqq 0.35R_s$	1
$-0.65R_s < f \leqq -0.35R_s$ $0.35R_s < f \leqq 0.65R_s$	$\sqrt{0.5\left(1+\cos\frac{\pi\left(\frac{f}{R_s}-0.35\right)}{0.3}\right)}$
$f \leqq -0.65R_s$ $f > 0.65R_s$	0

注１　ｆは、音声信号副搬送波周波数からの差の周波数とする。

２　R_sは、音声信号副搬送波を変調する信号の伝送速度の２分の１（単位Mb／s）とする。

３　πは、円周率を表す。

別表第十一号（第20条第２項関係）



注１　ｂは、ビットを示し、フレーム行列への書き込み順に１から288までのビット番号を付す。

２　ヘッダ部は、データパケットの種別の識別のために使用するものとする。

３　データ部は、データの伝送のために使用するものとする。

○総務省令第八十九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

（主搬送波の変調）

第三条　主搬送波の変調の型式は、周波数変調とする。

２　主搬送波を変調する信号は、多重副搬送波（音声信号又は文字信号を伝送するための副搬送波をいう。以下同じ。）とする。

（多重副搬送波）

第四条　多重副搬送波の周波数は、七六kHzとし、多重副搬送波の周波数とパイロット信号（超短波放送のステレオホニック放送の受信の補助のために伝送する信号をいう。以下同じ。）の周波数とは、相互に低調波と高調波の関係にあるものとする。

２　多重副搬送波とパイロット信号が時間軸と交わるとき、同時に正傾斜で時間軸と交わるものとする。